

## 農林水産部 原油高騰対応連絡会議設置要領

### (趣旨)

第1条 最近の原油価格高騰による燃油や資材の価格上昇は、価格転嫁の困難な農林水産業の経営に大きな影響を及ぼしており、国では、省エネなどの構造転換対策、税制優遇措置、金融措置などの対策を講じている。

このため、県としてもこれら国の最新情報や本県で取組んでいる事例について、その情報を共有するとともに、現場での巡回指導や経営相談等で情報提供するなど、原油高騰に対する取組みを強化するため、部内に連絡会議を設置するものである。

### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 原油高騰に伴う影響の把握
- (2) 国の事業の情報収集・紹介
- (3) 県の対応策の検討
- (4) その他原油高騰に関する必要な事項

### (構成)

第3条

- (1) 連絡会議は、別表により構成する。
- (2) 連絡会議に作業部会をおくことができる。

### (会議の開催)

第4条

- (1) 会議は、必要に応じて農林水産部長が開催する。
- (2) 作業部会は、必要に応じて事務局が開催する。

### (事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、農林水産政策課内におく。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成20年1月18日から施行する。